

いじめ重大事態調査結果報告書【公表版】

令和8年2月4日

令和5年度に発生 of 神戸市立中学校いじめ問題調査委員会

この【公表版】は、令和5年度に神戸市立中学校で発生したいじめ重大事態について、市内の学校における再発防止に資することを目的として、公表のため作成したものである。

1 調査の概要

(1) 対象生徒

令和5年度、当該校在籍の女子生徒

(2) 関係生徒

令和5年度、対象生徒と同学年に在籍の男子生徒A、B、C

(3) 調査組織及び構成員

①いじめ重大事態調査委員会（以下、「当委員会」と表記する。）

学校の設置者である教育委員会に設置する調査委員会

②構成員

委員長 弁護士（第三者委員） 高橋 誠

委員 弁護士（第三者委員） 向井 ひろみ

(4) 調査期間

令和6年2月28日 ～ 令和6年12月13日

(5) いじめの定義

本報告書概要版では、いじめの定義として、いじめ防止対策推進法（以下、「法」と表記する。）第2条第1項の「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」との定義を用いる。

(6) 調査方法

当委員会は、対象生徒代理人、当該校及び市教委から資料を引き継いで調査の資料としたほか、次の調査を実施した。

①聴き取り調査

- ・対象生徒、母、代理人
- ・関係生徒3名
- ・当該校教員6名
- ・当該校生徒（対象生徒と同じクラスの生徒のうち、協力を得られた生徒）

②アンケートの実施

- ・対象生徒と同じクラスの生徒
- ・教員（管理職、対象生徒の学年の担当教員、対象生徒の学年の授業の担当教員）

③調査委員会の開催

第1回	令和6年	2月28日
第2回	同年	4月 4日
第3回	同年	5月 8日
第4回	同年	5月24日
第5回	同年	8月26日
第6回	同年	9月20日

2 いじめ重大事態認知に至る経緯

学校の事実認識年月日及びいじめ重大事態認知に至る経緯は以下のとおりである。

- (1) 事案を認識した年月日(事案認知) 令和5年10月6日(金)

対象生徒母から当該校への電話連絡により、当該校が事案を認知

- (2) いじめと認識した年月日(いじめ認知) 令和5年10月11日(水)

対象生徒側及び関係生徒への聴き取りの結果、本事案をいじめ事案であると認知

- (3) 重大事態の教育委員会への発生報告日 令和5年10月30日(月)

ただし、同月13日、対象生徒が心療内科を受診してPTSDと診断されたことから、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあるとして、本事案を重大事態(法第28条第1項第1号)として認識した日は同日とされている。

その後、欠席が相当の期間に達したことにより、遅くとも令和6年1月5日時点において、法第28条第1項第2号の重大事態ともされている。

3 事案の概要及び調査結果

- (1) 上記の調査結果から認定した事実内容

① 1学期

ア 令和5年5～6月ころ

Aは、授業中に、対象生徒の公民の教科書に、侮辱的な言葉を複数落書きした。

イ 同年6～7月ころ

対象生徒は、Aと教室での座席が前後になり、後ろの席のAから、授業中、毎日のように、椅子を足で前に押され、自分の机との間に腹部を挟まれるようになった。Aが椅子に足を乗せているため、対象生徒は椅子を下げる事が出来ず、授業の終わりまでそのままのこともあった。

対象生徒は、Aのこの行為に耐え切れなくなり、母に嫌がらせ行為があると相談し、母が担任に状況を伝えた。担任は、Aを個人的に注意すると恨まれて状況が悪化することが懸念されたため、クラス全体への呼びかけという形で注意するとともに、対象生徒及び保護者に対して、次の席替えにおいて、対象生徒とAが前後になることの無いよう配慮することを約束した。

しかしながら、上記のような注意の後も、Aの行為はおさまることはなく、対象生徒の椅子を前に押すだけでなく、Aが寝るために対象生徒の椅子を後ろに引かせて、背もたれに手を置くことも複数回あった。その際、意図的であったか否かは不明だが、Aの足や手が、対象生徒の臀部やわき腹に当たったこと自体は、事実としてあった可能性が高い。

これと同時期、Aが、水筒の蓋を開ける際に水しぶきが飛ぶのを知って、対象生徒に向けて蓋を開け、水筒の水を掛けようとする行為をしていた。この際、水しぶきが対象生徒にもかかった可能性が十分にある。

また、Aが他の友人らと休み時間に教室内で鬼ごっこをした際、椅子に当たり倒してしまったことがあったが、この倒した椅子が対象生徒のものであった可能性がある。

ウ 時期不詳

時期は特定できないが、1学期、対象生徒は、Bから悪口を言われたことがあった。

エ 1学期終業式

終業式終了後、対象生徒が、教室で他の生徒数名と油引きの作業を行っていたところ、Aが教室に入ってきて、教卓横の机に置いていた対象生徒のカバンを勝手に開けて中身を見た。

② 2学期

ア 詳細な状況は明らかでないが、対象生徒は、Aからジャージを奪われたことがあった。

イ 同年9月～10月ころ

対象生徒が、ジャージのジッパーについているゴムを取ろうとしていたところ、Aがそのゴムを取ることで、ジャージを預かってゴムを取ったことが少なくとも2回あった。このジャージを、授業中、Aが自分のリュックに入れていたことから、Aに悪意があったかは明らかでないものの、対象生徒が、悪意があって返してくれないと感じ得る状況があった。

ウ 同年10月1日以降

教室での席順で、対象生徒の後ろがBになると、Bは、対象生徒の椅子に、靴を履いたまま足を乗せてくるようになった。

テスト1週間前の自習時間にも、Bが対象生徒の椅子に、靴を履いたまま足を置いていた。そこへAも来て、Bの椅子に二人で座り、一緒に靴のまま足を乗せてきた。その際、Bの靴が対象生徒のスカート（臀部ではない）に当たっていたことや、Bが、対象生徒のスカートの汚れを指摘したことは事実として認められるから、少なくとも、対象生徒が、二人から臀部を蹴られたと感じる状況はあったものと認められる。

エ 同月2日

5時間目、対象生徒が、社会のノートに名前を書こうとしていたところ、代わりに書くことを申し出たBが、対象生徒のノートの表紙に、マジックペンで、名前とは無関係の落書きをした。

オ 同月5日

5時間目の授業中、別のクラスのCが、トイレに行くため対象生徒の教室の前方出入り口付近の廊下に来ていた際、CがAに対して、中指を立てる仕草をした。このとき、Cが対象生徒に対しても中指を立てていた可能性が十分にある。

5時間目終了後の休み時間、Bが、対象生徒のマジックペンを、自分の筆箱に入れていた。すると、Aが、対象生徒のペンと認識していたか否かは不明であるが、ふざけて、Bの筆箱に入っていた対象生徒のペンを取り出して舐めた。

6時間目終了後、ST前の時間、Cが対象生徒の教室に来ており、対象生徒の後ろの席のBと話をしていた。すると、Cは、突然、下校準備をしていた対象生徒の背後から、ジャージのズボンで、対象生徒の背中の辺りを叩いた。対象生徒は、とっさに、机に置いていた自分のジャージでやり返したが、Cがまたやり返し、何度か小競り合いのようになった。廊下に居た担任が二人を注意した。

カ 同月6日

2時間目終了後の休み時間、対象生徒が自席で過ごしていたところ、対象生徒の教室に来ていたCが、友人の物である白いプラスチック製のコルセットで対象生徒の右肩から背中付近を叩いた。

昼休みの時間、対象生徒が、机の上にジャージとタオルを置いていたところ、Aがそれを奪った。対象生徒は、Aから、通りすがりに臀部を蹴られたことがあったが、それもこの日の昼休みだった可能性がある。

体育祭の練習後、STの前に、A、B、Cが、Bの席付近で話をしていた。こ

のとき、Bが、対象生徒の悪口を言った可能性があり、また、B及びCが、対象生徒に卑猥なあだ名を付けた可能性がある。

集団下校前、クラスごとに廊下で整列していたところ、Cが、対象生徒が背負っていたリュックの表面を1～2回蹴り、リュックに靴の跡がついた。

また、この整列中に、Aは、対象生徒の右足ふくらはぎ付近を1回蹴った。

その後、下校途中の道路で、Aは、少し離れたところにいたクラスメイトに向かって、対象生徒の方を指さし、卑猥なあだ名を声に出して広めるような行為をした。また、下校中に、対象生徒がAから小石を投げられたと認識し得る状況があった可能性がある。

上記2(1)記載のとおり、この日、対象生徒の訴えを聞いた母親が学校に連絡したことで、初めて学校が本事案を認知し、対応がなされることとなった。

キ 同月10日

テストの間の休み時間中、Bが、対象生徒の机の上に、対象生徒のシャープペンシルの予備芯をケースから全て出し、砕いた。

この日のテスト中、教員が不足のプリントを取りに行っている間に、対象生徒の机に、BとAが来て、机に鉛筆で落書きをした。

③ 時期不詳(令和5年4月～10月までの間)

具体的な時期を特定するには至らなかったが、対象生徒は、Aから、複数回にわたり悪口を言われたり、Aとのインスタグラムでのやりとりの中で、何の脈絡もなく、Aから、少なくとも2回にわたり、卑猥な言葉を送られたりした。

また、この間に、対象生徒が、Aから身体を触られたと感じるような状況があった可能性も否定できない。

(2)「いじめ」の有無及び重大事態の結果との関連性

上記(1)において認定した各事実は、対象生徒と同一クラスまたは同一学年に在籍する関係生徒A、B、Cによる対象生徒に対する言動であり、いずれも、当委員会の聴き取りに対し、対象生徒が嫌な思いをした事実として挙げているものであるから、法第2条第1項の定義する「いじめ」に該当する。

また、対象生徒が上記「いじめ」に該当する各行為を受けた時期とPTSDの診断を受けた時期の近接性等から、対象生徒の心身に生じた被害は、各「いじめ」と関連性があるものと認められ、各「いじめ」によって対象生徒が「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた(法第28条第1項第1号)」と認められる。

また、対象生徒は、母に上記「いじめ」について訴えたのを境に登校が困難となり、それ以降の実質的な欠席日数が年間30日を大幅に上回る長期間となったこと等から、対象生徒の長期欠席は、各「いじめ」と関連性があるものと認められ、各「いじめ」によって対象生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」(法第28条第1項第2号)と認められる。

4 学校のこれまでの対応における問題点や課題と今後の対策

(1) 令和5年7月にいじめ認知していないことについて

令和5年7月、対象生徒母から担任に相談があり、この時点で担任が把握した内容は、当該校の策定しているいじめ防止基本方針のいじめの定義(法第2条第1項と同様)に該当することが明らかであったが、全体指導の対応をして学年で事案を共有したにとどまり、当該校としていじめ認知をしていなかった。また、同いじめ防止基本方針では、教育委員会事務局に事実関係を報告するものとされているが、前提となるいじめ認知を欠いていたため、市教委への報告も行われなかった。

今後の対策としては、いじめの定義に該当するものは漏らさずに認知することを徹底するほかない。また、その前提として、研修等により教員に対していじめの定義についての理解を浸透させ、いじめ事案を把握した場合には学校として認知しなければならないことを周知することが必要となる。

(2) 支援・見守りの不足について

同いじめ防止基本方針では、対象生徒を保護し、心配や不安を取り除くように努めたり、登下校や休み時間等、見守る体制を整備したりすることとされており、また、対象生徒を見守るため、教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う等とされているが、上記(1)のとおり、令和5年7月時点でのいじめ認知は行われなかったため、これらの対応は行われなかった又は不十分であった。

本事案では、直ちにAを個別に指導するのではなく、まずクラス全体に指導をしたという点が直ちに不適切であったとまでは言えない。また、いじめは教員の見ていない場面を選んで行われることも多いため、結果としていじめが発生したことから、直ちに見守りが不十分であったと言うこともできない。

しかしながら、本事案では、令和5年7月の担任への相談以降、対象生徒の様子に変化がないかを注視したり、定期的に対象生徒に声がけするなどして被害が続いたり不安に思うことがないかを確認したりする対応が十分にとられていたとは認められない(仮に、そのような対応がとられていたとすれば、以降に発生したいじめについて対象生徒が被害申告することが可能であったはずである。)。また、少なくともCがジャージで対象生徒を叩いた件については、担任が現認して注意しているにもかかわらず、7月の相談の際とは当事者が違っていたためか、その後の対象生徒への個別の声がけ等のフォローが一切行われなかった。

今後の対策としては、事案を漏らさずにいじめ認知したうえで、いじめ防止基本方針に沿って対応を進めることが徹底されなければならない。また、いじめは、同一の被害者に対して、加害者が変動しながら継続することもあるため、トラブルの当事者が違うからといって、安易にいじめとは無関係であると即断するのではなく、個別に声がけして状況を確認する等、丁寧な事実確認が行われなければならない。

(3) いじめ教育について(傍観者について)

同いじめ防止基本方針では、神戸市のいじめの指導三原則の「第三者なし」について、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されず、いじめに関する正しい認識を子供たちにもたせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子供たちを育てなければならないとされている。

しかしながら、本事案において、心配して対象生徒に声がけをしたり、教員に報告したりといった行動をする周辺生徒は現れなかった。周辺生徒には、対象生徒がいじめの被害にあっていることを認識しながら行動に移せなかった者もいれば、そもそも対象生徒が受けている行為がいじめに該当すると認識していなかった者(いじり合いやじゃれ合いと捉えていた者)もいたと思われる。

今後の対策としては、上記のとおり同いじめ防止基本方針に掲げる教育を実践する必要がある。具体的には、少なくとも、生徒において、いじめの定義について正しい理解をしてもらうことと、いじめを受けた側の被害の大きさや回復の難しさを理解していじめが許されないものであることを強く認識してもらう必要があるが、他方で、個々の教員や各学校において、効果的な教育方法を考え出して実践するということは難しいという側面もある。このような教育方法については、各学校任せにするのではなく、市教委として、どのような授業を行うべきかの研修を充実させたり、コンテンツ提供を行ったりすることにより、各学校でばらつきがなく一定水準以上の教育がで

きるように指導していく必要がある。

(4) 学習保障等

本事案では、対象生徒の学習保障の一環として、オンライン授業、プリント類のポストイン、家庭訪問が行われていたが、それぞれ、配信状況が悪い、プリントの説明が不十分、家庭訪問の事前約束が無い等について、対象生徒側から指摘があった。

これら全てに共通して指摘できる問題点としては、受け手側の置かれた状況や、これに応じた適切な対応方法等について、受け手側と当該校側の認識に相違があったことが挙げられる。

また、本事案では、担任から対象生徒に対し、教室に入ること等を促すメモが交付されていたが、この妥当性についても、受け手側と当該校側の認識に相違があった。

今後の対策としては、学校側と受け手側で共通認識を持ったうえで学校側が対応することができるようにするためにコミュニケーションを密にして、学校側が必要な対応を適切にできているかを随時確認し続けるということが必要である。

また、学校側は、全ての児童生徒にとって、直ちに登校することが最善の選択とはならないことを認識して対応する必要がある。

(5) 本事案に係る情報の校外への提供について

本事案の経緯の中で、対象生徒の学年担当の教員（以下、「当該教員」と表記する。）が、対象生徒の兄が当該教員の知り合いであろうことを把握し、職員室のロッカー内に保管されていた生徒指導資料を閲覧して対象生徒の兄が誰であることを調べた上で、自身と対象生徒の兄が共に以前関わりがあった先生（現在は他校の教員であり、当該校には関与はない。）に、対象生徒がいじめを受け登校できていない状況について伝えたところ、その後、対象生徒の兄が、上記の他校教員から、本事案に関する話を聞くに至った、ということがあった。

この件に関しては、当該教員が本事案への対応に深くかかわる立場にはなかったこと、生徒指導資料を閲覧したのは対象生徒の兄が誰かを特定したいという興味本位の目的であったと言わざるを得ないこと、そもそも、本事案について最初に相談をすべき相手は当該校内の上司であること等、当該教員の行動には種々の問題点が存在する。

最終的に、他校教員は対象生徒の兄に対し、状況を心配して声がけしているものではあるが、対象生徒側からすれば、本事案に関する情報がどこまで広まっているのかという心配・疑念を抱かせるものであった。よって、他校教員の対象生徒兄に対する声がけは、対象生徒側の気持ちに寄り添えていない行動であったことは明らかである。

今後の対策としては、重要な個人情報や鍵のかかる場所で保管し、持ち出す際には管理者による確認を行い、業務上の必要性がない個人情報や鍵のかかる場所での閲覧を防止しなければならない。なお、このような対策は、そもそも、情報インシデントのリスク管理として必要なことであり、いじめ事案の発生とは関係なく、既に対策が取られているべきものである。

以上